

県立高等学校(通信制を除く)、県立中等教育学校(後期課程)、
県立特別支援学校(高等部)への進学希望者及び保護者の皆様へ



令和9年度入学時(中等教育学校は後期課程進級時)に、
**山口県教育委員会が指定するタブレット端末を
個人(保護者)の負担で購入していただくことに
なります。**ご理解とご協力をお願いします。

未来を生きる子どもたちには、タブレット端末をはじめとするICTを活用しながら社会を生き抜くために必要な資質・能力を高めることが求められています。

こうした中、山口県教育委員会では、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に取り組んでおり、学習者用端末の運用についてBYAD方式※を採用しています。

これは、生徒一人ひとりが端末を自分のものとして学校や家庭で制限なく使いこなし、より個人の興味・関心に沿った活用を可能にするとともに、スケールメリットによる端末購入費の負担軽減を期待するものです。

保護者の皆様には、ご負担をおかけすることとなりますが、こうした取組の趣旨をご理解いただき、ご協力をお願いいたします。

※ 指定する端末を個人で購入し、学校に持ち込んで利用する方式。Bring Your Assigned Deviceの略。

指定端末について

☐ 高等学校、中等教育学校(後期課程)
Windows機

☐ 特別支援学校(高等部)
iPad

☐ 購入方法 : 進学先の学校が決定した後(3月頃)、学校から案内する専用のECサイトで購入していただく予定です。

☐ 端末価格 : 7万円程度を想定(令和8年6月時点)

※昨今の端末価格の上昇により、想定額を上回る可能性があります。



購入費の支援制度及び現時点の想定につきましては、**裏面**をご覧ください。

端末購入に関するQ&A（令和8年6月時点）

Q. 購入にあたって、端末購入費の支援制度はありますか。

A. 次のとおり補助することとしています。
ただし、県立高校・中等教育学校(後期)の1/3補助以外は、購入後の補助になります。

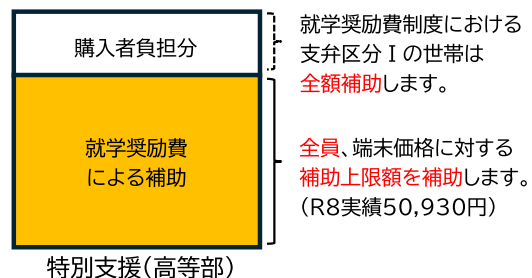
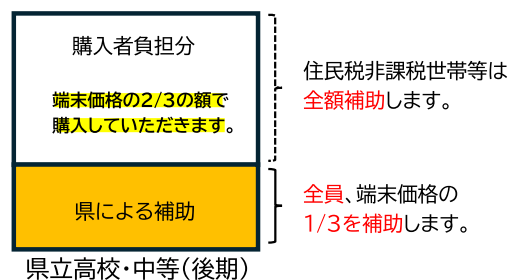
◆ 県立高校・中等教育学校(後期)

- ☐ 入学生全員、端末価格の1/3を補助
- ☐ 住民税非課税世帯等は、端末価格の全額補助

◆ 県立特別支援学校(高等部)

- ☐ 入学生全員、端末価格に対する補助上限額を補助
就学奨励費※の制度を活用
- ☐ 就学奨励費における支弁区分Ⅰの世帯は、
端末価格の全額補助

※ 障害のある児童生徒が特別支援学校等で学ぶ際に、保護者等が負担する教育関係費について、家庭の経済状況等に応じ、国及び地方公共団体が補助する仕組み。
令和8年度のICT機器購入費に対する補助上限額は50,930円となっている。



Q. 端末の他に、別途購入が必要なものはありますか。

A. あくまでも任意で購入するものですが、長期保証サービスの加入、端末の画面に貼る保護フィルム、持ち運ぶためのバッグ、フィルタリングソフト等が想定されます。

Q. 購入した端末は家庭でも利用できますか。

A. 個人の持ち物ですので、家庭でも利用できます。

Q. 指定端末を購入せずに、別に用意した端末を利用することはできますか。

A. 指定以外の端末では、授業で利用するサービスが利用できなかったり、動作が異なったりする可能性があるため、指定端末を購入していただくこととしています。

Q. 通信にかかる費用はどうなりますか。

A. 学校では、校内のWi-Fiを利用するため通信費の個人負担はありません。
家庭での通信費は個人で負担することになります。

Q. 購入にあたって分割払いはできますか。

A. 分割払いも可能とする予定です。

Q. 端末が故障した際に、修理費用はどうなりますか。

A. 個人の持ち物ですので、修理費用も個人で負担することになります。
初期の自然故障以外は自己負担修理になることもありますので、長期保証サービスへの加入をおすすめします。

この件に関する、次回のお知らせは、秋ごろを予定しています。

お問合せ先
山口県教育庁教育情報化推進室 企画班
〒753-8501 山口市滝町1-1 山口県庁15階
電話 083-933-4493

問合せフォーム

